



# SMBC CHINA MONTHLY

第86号

2012年8月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部

## < 目次 >

経済トピックス	4~6月期の実質 GDP 成長率は7.6% 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也……………2
経済トピックス	中国インバウンド客ビジネス(4) ~ 旅行商品は大切な接点 ~ 日本総合研究所 総合研究部門 上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子……………3~4
経済トピックス	中国穀物市場の動向と日系企業のビジネスチャンス 三井住友銀行(中国)企業調査部 アナリスト 米 蘭……………5~6
制度情報	貨物代金決済改革(その1) Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………7~8
上海現地レポート	中華人民共和国出境入境管理法の制定について 上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑……………9~10
マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………11~15
金利為替情報	中国人民元 台湾ドル 香港ドル 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) シニア・エコノミスト 吉越 哲雄……………16~18

経済トピックス①

TOPICS

SMBC China Monthly

4~6月期の実質 GDP  
成長率は7.6%

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

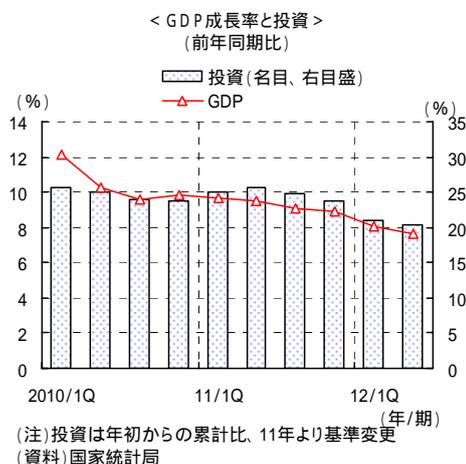
### 2009年1~3月期以来の低成長

7月13日、国家統計局は4~6月期の実質 GDP 成長率を前年同期比 7.6%と発表しました(右上图)。これは、6四半期連続で前四半期の実績を下回るとともに、2009年1~3月期以来(同6.6%)となる低い伸びでした。

内外需ともに景気減速をもたらした要因と考えられます。輸出をみますと、5月は前年同月比15.3%増と、伸び率が大きく上向いたものの、6月は同11.3%増と、増勢が再び鈍化しています。国・地域別でも、EUが2カ月ぶりに前年割れとなるなど、総じて低調でした。

内需の減速感是一段と強まっています。1~6月期の固定資産投資(除く農村家計)は前年同期比20.4%増と、1~3月期に比べて0.5%ポイント下

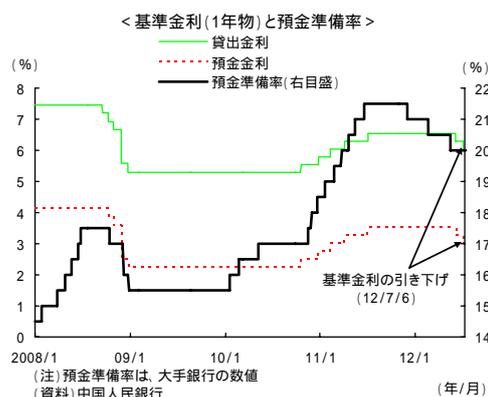
回りました。ただし、5月以降、けん引力の強いプロジェクトの前倒し容認など、投資拡大に向けた措置が打ち出されており、足元では伸び率持ち直しの兆しもみられます。小売売上高の名目伸び率は、2012年入り後低下基調で推移しており、6月は前年同月比13.7%増と、前月を0.1%ポイント下回りました。景気を押し上げるには消費は力不足と判断されます。



### 2カ月連続で基準金利を引き下げ

こうした状況を踏まえ、中国政府は金融政策を緩和させています。7月5日、中国人民銀行は基準金利の引き下げを発表しました(翌6日より実施)。6月に続く利下げですが、貸出金利の引き下げ幅(1年物の場合、6.31% 6.00%)を預金金利(1年物の場合、3.25% 3.00%)よりも大きくしたことが前回の利下げと異なる特徴です(右下図)。また、貸出に関しては、金利の下限を基準金利の0.8倍から0.7倍に変更しました。下限調整も6月に続いている措置です。一連の金融緩和策からは、景気失速を回避したい政府の強い決意がうかがえます。

今後、政府目標として掲げた7.5%成長を確保する目的で、預金準備率や基準金利の再引き下げ等を行なう可能性は高いと考えられます。6月の消費者物価指数が前年同月比+2.2%と、インフレは沈静化しており、もう一段の金融緩和を実施する余地は拡大したといえるからです。加えて、リーマンショック後に実施された4兆元規模の景気刺激策が成長率の急回復につながったことから、積極的な財政出動への期待も今後高まってくるでしょう。温家宝首相は、7月上旬の地方視察の際、不動産投機抑制策の堅持を改めて表明しました。景気浮揚策を適切に実行しつつ、その弊害あるいは副作用を未然に防止できるか。景気対策の拡充を求める意見が強まるほど、政府は調整に苦慮することになると考えられます。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家に相談下さい。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 経済トピックス② 中国インバウンド客ビジネス(4) TOPICS ~ 旅行商品は大切な接点 ~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門  
上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子  
E-mail: yagasaki.noriko@jri.co.jp

本連載では、中国の旺盛な消費市場に日本の財やサービスを売り込むにあたって、日本に旅行に来る中国人に気に入ってもらおうと中国での口コミ販売のきっかけになることを連載してきました。

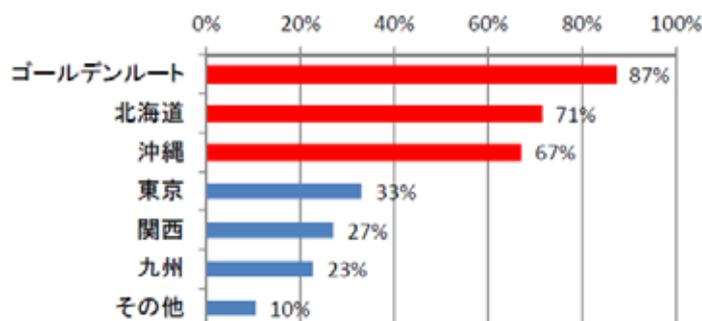
しかし、日本の財やサービスとの接点である旅行の滞在日数は限られており、団体旅行であればパッケージツアーの行き先に限定される、という制約があります。また、旅行者には、ビジネス、観光、親族・友人の往訪等、何かの目的があります。そもそもの旅行目的が満足度高く達成されてこそ日本への好感度が増し、その好感度のもとで、日本の財やサービスへの好感度や信頼度が高まっていくという構造になっていると考えられます。

今回は、中国の訪日旅行商品の特徴をまとめてみます。旅行関連事業者だけでなく、中国人に自社の商品を気に入ってもらおうとする全ての企業がマーケティングの前提として意識しておくこととよいことでしょう。

### ゴールデンルート、北海道、沖縄が主要なデスティネーション(旅行目的地)

独立行政法人国際観光振興機構〔通称：日本政府観光局(JNTO)〕が中国の主要な訪日旅行取扱会社115社に行ったアンケート調査(2012年2月実施)によると、今年の訪日旅行商品で販売に力を入れたい目的地は、第1位「ゴールデンルート(東京-大阪間の有名観光地を横断するルート)」、第2位が北海道、第3位は沖縄です。

図表1 2012年に販売に力を入れたい目的地(複数回答)



(資料)日本政府観光局「2012年中国訪日旅行市場動向調査報告書」より抜粋

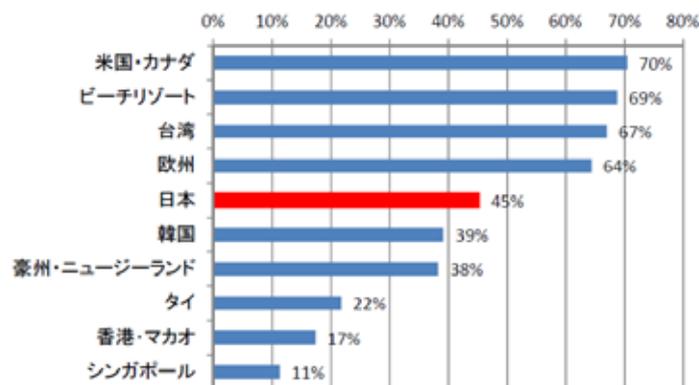
訪日中国人の大半が初回訪問であるため、やはり、首都を中心とした大都市を結ぶルートは主力商品です。これは、私達も初めて行く国は、よほど著名な観光地でない限り、まず首都から訪問するのと同じです。

第2位の北海道は、「非誠勿擾」(2008年公開の中国映画、邦題「狙った恋の落とし方」)の大ヒットの影響もあり、中国人に北海道の自然の素晴らしさが認知された結果で、人気目的地としての地位を確立しています。北海道の山紫水明は、中国はもとより、他のアジア諸国にもないヨーロッパやカナダを想起させるものだと言われています。

第3位の沖縄は、中国の旅行会社の中で、近年北海道を追い上げている目的地です。2011年7月に沖縄数次査証(個人観光で沖縄を訪問する場合に発給される3年間有効の数次査証、1回の滞在期間は90日以内)の取得が可能になったことも背景のひとつですが、ビーチリゾートが中国人の海外旅行の目的地として人気が高まっていることも大きな理由です。こうしたことを背景に、沖縄県の誘致戦略が功を奏し始めたとも言えましょう。

前号で「買い物」「四季の体感」「温泉」「自然・景勝地観光」に中国人のニーズが高いことを述べましたが、中国の旅行会社は、こうしたニーズを基に「ゴールデンルート」「北海道」「沖縄」を目的地とした旅行商品を造成しています。ここから読み取れることは、東京 - 大阪間の地域だけでなく、訴求力の高い魅力をもっていれば、ゴールデンルートから離れていても中国人に人気の旅行先になれることです。魅力の磨き方次第、そして、その訴求方法の工夫次第で、地方にも中国人観光客を呼び込むことができ、地元企業の財・サービスを知ってもらう機会として活用できるのです。

図表2 2012年に中国で人気となる海外旅行目的地（複数回答）



(資料) 日本政府観光局「2012年中国訪日旅行市場動向調査報告書」より抜粋

### 個人旅行者を大切にしよう

地方に行ってもらうためには、行き先を自分で選べる個人旅行が重要です。旅行者が国内を移動しやすいよう多言語表記等の受入環境整備に官民あげて取り組む必要があります。

しかし、団体旅行が先に解禁されたため、訪日旅行商品は価格競争が過熱しています。このため、旅程がタイト、ガイドにマージンが入るショッピング施設が優先、食事はバイキング、狭い部屋に宿泊、といった状況で、日本の商品の多様さを実感したり、日本文化のよさをゆっくり味わうことができないのが実態です。

今後は、個人旅行に対応した商品が増えてくることが見込まれますし、2011年5月に外資系旅行会社に中国人の海外旅行を扱う業務が解禁され、日本をよく知る旅行会社による商品販売が可能となりました。日本企業にとって、日本にいながらにしての中国市場へのマーケティング活動を本格化する環境が整うのはこれからです。

### 中国からの個人旅行者の心を獲得するために

団体旅行で来る中国人観光客の主力は40歳以上で、消費活動の熟度が高いとは言い難い世代なため、量販店でのまとめ買いのような消費行動に走ってしまう傾向があります。しかし、これからの個人旅行者は、所得の高い女性を中心に、日本だからこその魅力的な商品を求めるようになります。そうした商品と出会える場所を、旅行の計画段階、あるいは、旅行中に知ることができるような広報活動や質の高い旅行ガイドの活用が有効になりますし、商品の素晴らしさ・面白さを解説できる販売員も必要でしょう。旅程が自由になる個人旅行者は興味をひかれるものがあると、地方にも果敢に行こうとします。中国人の消費を期待して、中国人観光客を誘致する攻勢を本格化させている国が多数ある中で、自社商品の魅力をどうやって伝えるかの工夫に早めに取組み、商機をつかむことが肝要です。意欲ある地方には、地場産業振興の手法として国際観光戦略を構築してほしいものです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 中国における穀物市場の動向

### (1) 現況

- 13億の人口を擁し、世界の穀物の20%強を消費する中国にとって、穀物の安定確保は食糧安全保障上の重要な課題となっています。特にここ数年は所得水準の向上に加え、食生活の変化に伴う畜産物や食用油の消費量の増加等により、穀物を主原料とする飼料や搾油需要が拡大している上、トウモロコシ等ではエタノール生産やデンプン加工といった工業向けにも用途が広がっており、穀物消費量は急増しています。一方、中国国内では耕地面積の拡大や水資源の確保に課題を抱え、穀物の供給不足が顕在化しつつあります。
- 実際、政府は主食のコメ・小麦の自給確保を優先する中、戦略的に自給を断念した大豆の輸入依存度はここ数年で既に80%強に達しています。また、消費量が穀物全体の3割強を占めるトウモロコシの需給も逼迫しており、純輸入量は2010年に145万トンと初めて輸入超過に転じて以降、11年には同161万トン、12年は5月までで既に同165万トンとなり、拡大傾向を辿っています。

### (2) 今後の需給見通し

- 需要面をみれば、前述の食生活の変化に加え、工業用需要の増加が続くとみられる上、供給面では、都市化に伴う農地転用が進展する中、耕作面積の維持は容易ではないこと、若年層を中心とした都市部への出稼ぎ労働者の増加や農業離れが進み、農業従事者の高齢化が進展していること、日照や土壌など自然条件に適した品種開発・改良は遅れていること、インフラ整備の不足による割高な流通・備蓄コスト等から農業の収益性は低い上、政府から分与された農地は狭く機械化率は低位に止まること、等の課題を抱えており、現状のままでは大幅な供給増加は期待し難い状況です。
- 今後は需給ギャップが更に拡大するに伴い、大豆に加えてトウモロコシの自給率低下も食糧安全保障上の不安要素となってくるとみられるほか、国際市況や人件費等コスト上昇の影響を受けつつ同価格が高騰すれば、食用油や豚肉価格など幅広い消費財の価格に波及することとなり、中国国内のインフレを惹起する可能性もあります。

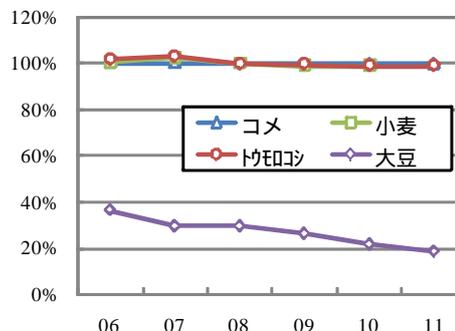
## 政府による穀物政策の方向性

- このように穀物の安定確保に対する危機感が高まっている中、政府は11/9月に「種殖業発展 12次五カ年計画」を発表し、コメ・小麦・トウモロコシの自給率目標を従来の95%から100%に引き上げました。目標達成には単位収穫量の向上による増産が必要であり、政府当局は以下の分野に注力する方針を打ち出しています。

### (1) 機械化の推進

- 農村部における労働力不足の補完や生産効率の改善につながる機械化を推進すべく、政府は04年から農機購入に対する補助金支給を継続してきた結果、全国における機械化率（農作業が機械化された耕地の面積割合）は03年の33.5%から10年には52.3%まで上昇しました。一方、トウモロコシの収穫（10年機械化率：25.8%）やコメの播種（同20.9%）等に使用される高額且つ技術水準の高い機種は未だ十分に普及していないほか、農民の所得水準が比較的低い新疆や四川、貴州など中西部地域における農機の普及率も低水準に止まっています。

(図表) 各穀物自給率の推移



(資料) CEI

- こうした中、政府は11年には通年で175億元であった補助金の総額を12年上半期には200億元とするなど大幅に拡充したほか、農地の集約、農場経営の大規模化の推進、農民の社会保障制度の拡充等も進め、機械化率の更なる向上に努めています。

## (2) 水利ほかインフラ建設の推進

- 中国では、水資源がもともと不足し勝ちである上、ここ数年頻発する旱魃や洪水等の気象災害に備え、政府は水利など農業関連インフラの整備を急務としており、20年までに水利関連の投資を倍増させる方針を示しました。足元では、田畑における用水路など水利インフラや農道を含めた農産物の物流インフラの整備に注力しています。

## (3) 品種改良

- 品種改良は収穫量向上に最も有効であることから、政府は優良品種の研究開発と利用の促進を最注力課題としています。ただし、11年末に発表された外資投資産業指導目録では「外資企業による農作物の新品種の開発と生産を制限する」と明記されている等、食糧安全保障上の観点から品種開発は自国企業にて進めるスタンスを示しています。

## 日系企業のビジネスチャンス

### (1) 農業機械

- 政府が農機の普及に取り組んでいる中、日系農機メーカーは長年蓄積してきた技術力を活かしつつ、現地の実情を踏まえて開発した田植え機を市場に投入していくほか、日系企業の品揃えが十分でない一方、機械化の進展が期待されるトウモロコシの収穫等の分野においては、同業他社との提携や買収等を通じて品揃えの拡充に努めつつ、事業展開していくことが期待されます。
- また、購買力が高い沿岸部地域のみならず、機械化率が未だ低水準にある新疆や四川など中西部地域においても、現地のニーズに合致した農機の機能や価格水準を見極めつつ、今後の事業拡大を模索していくことは可能と思料されます。

### (2) 建設機械

- 現在、政府が整備を進めているインフラは当面用水路など基礎的なものが中心となるため、ここで主に使用される建機は小型機種になるとみられます。こうした中、日系建機メーカーは機能面での過剰スペックを回避し価格を抑えた小型機種を市場に投入するほか、政府プロジェクトの動向も注視しつつ農村地域に販売拠点やアフターサービス体制を構築すること等により、販売拡大の可能性を模索する余地があります。

### (3) 穀物貿易

- 今後も根強い穀物需要が続くとみられる中、中国の穀物輸入は増加基調を辿る可能性が高く、日系商社にとっては、中国との穀物貿易の拡大が期待されます。日系商社はこれまで穀物貿易に関わる中で米国を中心に構築してきた既存ネットワークに加え、アルゼンチンやブラジルにおける調達ルートや権益の確保にも努めるほか、中国では飼料生産ほか川下産業への投資等を通じた事業の拡大も展望可能と思料されます。

## 今後の展望

- このように中国にとって穀物の安定確保は極めて重要な問題であることは勿論のこと、穀物の輸入依存度が高く、世界穀物輸入量の約2割を占める日本についても、中国の輸入拡大や国際相場の動き次第では大きな影響を受ける可能性もあるだけに、日本の食糧安全保障の観点からも、世界の主要穀物産地における調達ルートの確保も含め、安定的な調達体制の整備が求められているとも言えます。
- また既述のとおり、今後中国では農機や建機の需要や穀物貿易の拡大が期待される中、日系各社は穀物需給動向や市況は勿論、政府による補助金政策やインフラ投資の動向も睨みつつ事業拡大余地のある地域・機種等を見極め、現地ニーズに則した製品開発や販売ルートの構築を通じて収益機会を捕捉していく必要があると思料されます。

**制度情報**

TOPICS

SMBC China Monthly

**貨物代金決済改革(その1)**

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

**貨物代金決済改革(その1)**

「貨物貿易外貨管理制度改革の公告(国家外貨管理局公告2012年第1号)」、「貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知(匯発[2012]38号)」により、8月1日より、貨物代金決済の改革が実施されますので、ここで2回に分けて解説致します。

これは、現在の貨物代金決済の大原則となっている核銷制度(通関と対外決済の個別照合)を廃止し、総量管理に切り替える事を骨子としています。

今回の制度改定を解説する前に、貨物代金決済の規制緩和(核銷制度の廃止)の経緯を簡単に紹介します。

核銷制度は、輸出入共に適用されますが、その内、輸入核銷のみが、「輸入決済核銷制度の改革の実行に関する問題の通知(匯発[2010]57号)」により、2010年12月1日に廃止されました。

その後、2011年12月1日に、(既の実施されている輸入核銷廃止に加え)輸出核銷の廃止を織り込んだ、「貨物貿易外貨管理制度の改革の試行措置の公告(国家外貨管理局令[2011]第2号)」が施行されましたが、これは、適用地域を一部地域(江蘇省、山東省、湖北省、寧波を除く浙江省、廈門を除く福建省、大連、青島)に限定した試行措置の位置付けでした。

この様な、段階的な規制緩和を経て、今回の本格的な規制緩和が実施されるものです。

**1. 貨物代金決済改革の概要**

2012年8月1日から開始される貨物代金決済制度は、貿易権を有する企業をランク付けし、A類企業(外貨操作が健全な企業)に対しては、企業の申請をベースと、簡単な証憑確認を基にした貨物代金決済を認める事を謳っています。

その上で、外貨操作に問題がある場合は、B類・C類に降格し、それらの企業に対しては、従来よりも厳しい管理を強いる事で、企業の自主管理を促す制度となっています。

ランク毎の貨物代金決済の管理の概要は、以下の通りです。

また、2008年から実施されている、貿易ユーザンス管理制度、つまり、匯発[2008]30号等による、輸出入ユーザンス、貨物代金前受・前払に対する登記義務付けによる総量規制制度は、本制度開始と同時に廃止され、モニタリングシステムによる外貨管理局への報告と、それに基づくデータ管理制度に変更されます。

**A類**

< 貨物代金決済の原則 >

**輸出代金の入金**

輸出貨物代金は、一旦、審査待ち口座に入金し、企業が申請書(国際収支受取申告書)を提出する事で、外貨経常口座への振替、元転、若しくは、外貨管理局に登録したその他の外貨支払いを行う事が認められます。

**輸入代金の支払**

輸入代金の支払は、輸入通関証明、輸入契約書、インボイスの何れか(貨物代金前払の場合は、輸入契約書かインボイスの何れか)を提示する事で、支払いが認められます。

< 外貨管理局に報告が義務付けられる取引 >

以下に該当する貨物代金決済は、取引日から30日以内に、モニタリングシステムを通

して、外貨管理局に報告する必要があります。

- 1) 30日超の貨物代金前受、前払
- 2) 90日超の輸出入ユーザンス(L/C付を含む)
- 3) 三国間取引で、受け払い日の間隔が90日超であり、且つ、先受後払いの受取外貨金額、若しくは、先払後受における支払外貨金額がUS\$50万超である取引。

<外貨管理局での登記義務が義務付けられる取引>

貨物代金の返金で、受領日と返金日に180日超の間隔があるもの、若しくは、特殊な返金(やむを得ない事情で返金先が異なる場合、返金ができない場合等)は、所管の外貨管理局で登記が義務付けられます。

## B類

<貨物代金決済の原則>

B類に降格された企業は、送金方式の代金決済の場合は、輸出入通関単と輸出入契約書の双方の確認(前受・前払の場合は、契約書とインボイスの確認)、L/C、D/P、D/Aの場合は、商業書類と輸出入契約書を銀行が審査した上で、送金が認められます。

<B類企業に行われる制限>

外貨受け払い可能額が外貨管理局により指定され、それを超過した場合は、外貨管理局での登記が義務付けられます。

また、A類企業の報告・登記義務に加えて、以下の制限が行われる。

- 1) 30日超の輸出入ユーザンス取引は、モニタリングシステムにより、外貨管理局に報告する必要があります。
- 2) 三国間取引で、売買差額が20%超の場合は、外貨管理局での登記が義務付けられません。
- 3) 90日超の輸出入ユーザンス(L/C付を含む)及び、受払いの間隔が90日超の三国間取引は禁止されます。
- 4) 国外口座の使用は禁止され、外貨管理局は国外口座の外貨回収を、企業に指示する事ができます。

## C類

C類に降格された企業は、B類の管理内容に加え、以下の規制が実施されます。

- 1) L/C付を含む全ての貨物代金決済に関し、所管の外貨管理局登記し、審査を受ける事が義務付けられます。
- 2) US\$5万超の前払は、外国の金融機関が発行した前払金返金保証の取得が必要となります。
- 3) 三国間取引が禁止されます。
- 4) 企業が多国籍企業の集中決済構成員である場合、集中決済を行う事が禁止されます。
- 5) 当該企業は、C類降格の日から30日以内に国外口座を解約し、残高を回収する事が義務付けられます。

尚、企業ランクの決定方式と、外貨管理局によるデータ管理・現場検査の条件については、次回解説します。

## 上海現地レポート 中華人民共和国出境入境 管理法の制定について

REPORT

SMBC China Monthly

上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦

弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑

E-mail: sunyuqi@qinruilaw.com

E-mail: fujita@cast-law.com

### はじめに

2012 年 6 月 30 日、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 27 回会議で「中華人民共和国出境入境管理法」(以下「本法」といいます。)可決され、同日公布されました【1】。同法は、約 1 年後の 2013 年 7 月 1 日から施行されます。

本法は、中国人及び外国人の中国への出入国と中国国内在留に関して制定した法律で、現行の中国人に関する「中華人民共和国公民出境入境管理法」【2】及び外国人に関する「中華人民共和国外国人入境出境管理法」【3】の 2 法令に代わる新法として制定されており、本法の施行と同時にこれらの現行法が廃止されることとなっています【4】。

直後に行われた公安部担当者による記者会見【5】でも述べられているとおり、中国の経済発展と改革開放の進展に伴い、現行法が制定された 1985 年当時、中国の年間出入国者総数は約 4079.6 万人(うち外国人は約 329.6 万人)であったのが、2011 年には約 4.1 億人(うち外国人は約 5412 万人)と約 10 倍(外国人に関しては約 16 倍)にも至っており、またその目的・状況等も多様化しているところ、このような変化に対応するため、本法が制定されました。

中国に進出する外国企業にとっては、従業員の中国における出入国及び在留は不可避の事象であり中国に係る法人・個人共に注目すべき新法といえます。

### 現行法との主要な相違点

#### 外国人の居留

外国人の居留に関して、注目すべき現行法からの変更点としては、就労目的で中国に入国し滞在する外国人の居留証について、現行法下では最短期間が 180 日とされているところ、本法では 90 日としていることが挙げられます【6】。かかる改正の背景には、就労目的で中国を訪れる外国人は滞在期間が半年以内と短い例も多く見られるという実情があります。かかる実情に鑑み、本法は就労目的の外国人について、居留証の最短期間を 90 日(最長期間は 5 年)としました。なお、その他の目的の外国人については、最短期間を 180 日(最長期間は 5 年)としています。

#### 三非問題の対策

前記のとおり、現行法が制定された当時と比較すると、今日においては、中国の経済発展、対外開放の進展、賃金水準の向上等を原因として、中国に出入国・滞在する外国人が大きく増加しました。これに伴い、中国で不法就労する外国人も増加し、社会問題となるに至っています。中国においては、不法入国・不法滞在・不法就労をしている外国人は「三非外国人」と呼ばれ、近時、かかる「三非外国人」に関する「三非問題」の取り締まり強化が進められています。本法においては、この「三非問題」の取り締まり強化を内容とす

<sup>1</sup> ご参考(中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内)

URL: [http://www.gov.cn/flfg/2012-06/30/content\\_2174282.htm](http://www.gov.cn/flfg/2012-06/30/content_2174282.htm)

<sup>2</sup> 全国人民代表大会常務委員会 1985 年 11 月 22 日公布、1986 年 2 月 1 日施行。

<sup>3</sup> 全国人民代表大会常務委員会 1985 年 11 月 22 日公布、1986 年 2 月 1 日施行。

<sup>4</sup> 本法第 93 条

<sup>5</sup> ご参考(中華人民共和国公安部ウェブサイト内)

URL: <http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1342/n803715/3314109.html>

<sup>6</sup> 本法第 30 条第 3 項

る条項が、現行法と比較して複数追加されています【7】。

具体的には、以下のものが挙げられます。

- ・ 中国公民、法人又はその他の組織が、外国人の不法入国、不法在留、不法就労を発見した場合の、即時の所在地の公安機関に対する報告義務【8】。
- ・ 不法出入国をした外国人に対する罰則の強化【9】。
- ・ 不法出入国をした外国人を幫助した者に対する罰則の強化【10】。
- ・ 不法在留した外国人に対する罰則の強化【11】。
- ・ 不法入国、不法滞在の外国人をかくまった者に対する罰則【12】。
- ・ 外国人の不法就労に対する罰則の強化【13】
- ・ 外国人の不法就労をあっせんした者に対する罰則の強化【14】
- ・ 不法に外国人の就労をした採用した者に対する罰則の強化【15】

## その他

その他、現行法からの主要な変更点としては、外国人の出国不許可事由が追加されたことが挙げられます。具体的には、労働者の労働報酬を支払わず、国務院関連部門又は省、自治区若しくは直轄市の人民政府が出国禁止の決定をした場合、外国人の出国が許されないこととなります【16】。すなわち、本法により、従業員に対して労働報酬を支払っていない外国人について、中央政府又は地方政府が出国禁止措置を採ることができるようになりました。

7 現行法下では、詳細な罰則等の多くは、「外国人入国出国管理法実施細則」( 国務院令第 575 号 2010 年 4 月 24 日改正公布、同日施行。) で規定されています。

8 本法第 45 条第 2 項

9 本法第 71 条

1000 人民元以上 5000 人民元以下の反則金。情状が重い場合は 5 日以上 10 日以下の拘留と 2000 人民元以上 1 万人民元以下の反則金。

10 本法第 72 条

- ・ 個人の場合：2000 人民元以上 1 万人民元以下の反則金。情状が重い場合は、10 日以上 15 日以下の拘留と 5000 人民元以上 2 万人民元以下の反則金、違法取得がある場合は違法取得の没収。
- ・ 単位の場合：1 万人民元以上 5 万人民元の反則金、違法取得がある場合は違法取得の没収。

11 本法第 78 条第 1 項

警告。情状が重い場合、不法滞留 1 日につき 500 人民元の反則金 ( 総額は 1 万人民元を超えない ) 又は 5 日以上 15 日以下の拘留。

12 本法第 79 条

- ・ 個人の場合：2000 人民元以上 1 万人民元以下の反則金。情状が重い場合は、5 日以上 15 日以下の拘留と 5000 人民元以上 2 万人民元以下の反則金、違法取得がある場合は違法取得の没収。
- ・ 単位の場合：1 万人民元以上 5 万人民元の反則金、違法取得がある場合は違法取得の没収。

13 第 80 条第 1 項

5000 人民元以上 2 万人民元以下の反則金。情状が重い場合は 5 日以上 15 日以下の拘留と 5000 人民元以上 2 万人民元以下の反則金。

14 第 80 条第 2 項

- ・ 個人の場合：不法就労を 1 名あっせんする毎に 5000 人民元 ( 総額は 5 万人民元を超えない ) 。
- ・ 単位の場合：不法就労を 1 名あっせんする毎に 5000 人民元 ( 総額は 10 万人民元を超えない ) 違法取得がある場合は違法取得の没収。

15 第 80 条第 3 項

不法就労者を 1 名採用する毎に 1 万人民元 ( 総額は 10 万人民元を超えない ) 違法取得がある場合は違法取得の没収。

16 第 28 条第 3 号

# マクロ経済レポート

REPORT

## 中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

研究員 関 辰一

E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

### 中国経済概説(2012年8月)

#### (1) 現状

中国経済は内需主導で拡大しているものの、テンポが緩やかに。とりわけ、2011年秋口以降は景気減速が顕著。2012年4～6月期の実質GDP成長率は7.6%と、1～3月期の8.1%から一段と低下。

2011年秋口以降の減速の要因は以下の3点。第1は、欧州債務危機。ユーロ圏景気の減速を背景に、6月のEU向け輸出は前年同月比1.1%と低迷。中国の輸出に占めるEU向けのシェアは20%と大きく、影響は無視できない。

第2は、国内住宅市場の調整。政府は大都市でのバブル抑制に向け、過熱抑制策を相次いで打ち出した。こうした施策により、6月の新設住宅着工床面積は前年同月に比べて18.9%減少。それに伴い鉄鋼などの関連産業でも投資が減速。住宅市場の調整は、個人消費にもマイナスの影響。特に、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。第3は、企業収益の悪化。これを受けて、民間企業の設備投資の増勢が鈍化。固定資産投資は2011年に前年比23.8%増と高い伸びを維持していたものの、2012年1～6月には前年同期比20.4%増まで伸び率が低下。企業収益悪化の背景には、内外需の減速を受けて、売上げが伸び悩む一方、人件費は人手不足により高い伸びが継続。製造業の利益総額は2012年入り後前年比で減少。

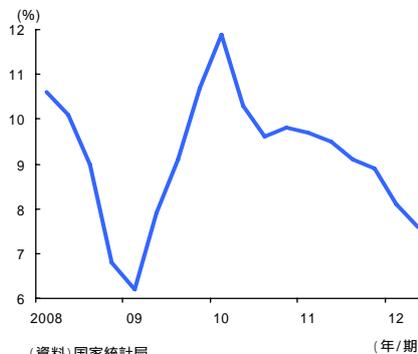
もっとも、こうした状況に対し、政府は景気てこ入れや不動産価格抑制策の緩和に着手。これにより、中国経済に持ち直しの兆し。公共投資は2012年入り後に急拡大。工業企業の利益率は2012年1～2月の5.0%から、1～5月に5.3%へ改善。6月の分譲住宅販売床面積は前月比15.8%増加。

#### (2) 展望

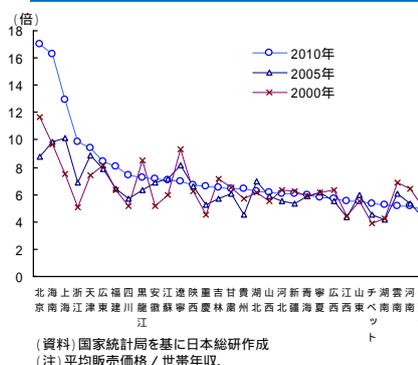
これまでの景気減速要因による押し下げ圧力は限られることから、中国経済の更なる悪化は回避されると判断。

当面は厳しい環境ながら、政府の景気てこ入れを受けて、中国経済は年後半には持ち直しに転じると予想。

実質GDP成長率(前年比)



分譲住宅平均販売価格の世帯年収倍率

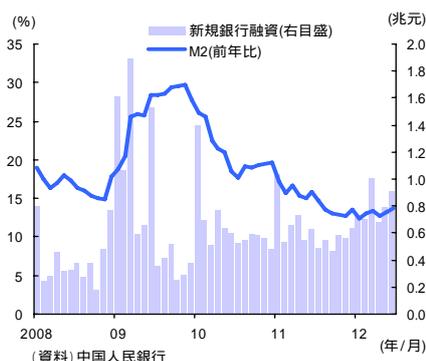


2011年秋以降の主要経済政策

日付は公表日	主要経済政策
2011年11月30日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ(3年ぶり)
12月9日	自動車税(車船税)法の実施細則を公表。2012年1月1日から省エネ自動車、新エネルギー自動車に優遇税制(50～100%の減免)
2012年2月18日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ
5月12日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ
16日	省エネ家電向けに総額265億元の補助金を支給すると発表(暫定1年間)。省エネ照明・小型車・省エネモーターの3分野にも別途補助金
25日	鉄鋼大手の宝钢と武漢鋼鉄が進める総額1,300億元にのぼる製鉄所の建設計画を認可
6月5日	省エネ車減税の対象車種を追加発表
7日	預金・貸出基準金利を0.25%ポイント引き下げ
13日	自動車の買い替えに補助金を支給する「汽車以旧換新」制度を2012年1月1日～12月31日にかけて再導入
7月5日	貸出基準金利を0.31%ポイント、預金基準金利を0.25%ポイント引き下げ

(資料) 中国政府各機関、各種資料を基に日本総研作成

M2、銀行融資残高



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**輸出入**  
**【輸出】**

**(1) 現状**

輸出は2011年春から2012年初にかけて横ばいで推移。3月以降は増加基調が明確化。

これまでは、欧州債務問題の影響を受けて、EU向けを中心に伸び悩み。足もとでは、米国向けが米国景気の持ち直しを背景に拡大傾向。また、ASEAN向けはタイの洪水の影響による急落の反動により、6月に過去最高水準を更新。

**(2) 展望**

輸出の増勢は緩やかにとどまる見込み。OECD景気先行指数が頭打ちとなるなど、欧州債務問題の再燃を受けて、世界経済の先行き不透明感が強まっており、輸出が足もとの強い増勢を維持するのは困難。6月の中国製造業の輸出向け新規受注は2ヵ月連続で低下。

**【輸入】**

**(1) 現状**

輸入に持ち直しの兆し。鉄鉱石の輸入量は5、6月と高水準に回復。

政府の景気てこ入れ策を受けて、企業部門の輸入に持ち直しの動き。加えて、不動産価格抑制策の緩和により、鉄鉱石などの住宅関連品目の輸入は増加。

**(2) 展望**

今後、輸入は緩やかな増加傾向を続ける見込み。政府の減税・補助金政策や金融緩和、投資プロジェクトの承認加速、公共工事拡大の景気下支え効果が徐々に顕在化する公算大。さらに、中小都市に対する不動産価格抑制策の緩和などにより、住宅市場の調整が一巡し、輸入の押し下げ要因が剥落する見通し。

**【対中直接投資】**

1～6月の対中直接投資は、欧州債務危機と中国経済の減速により、前年同期比 3.0%の減少。

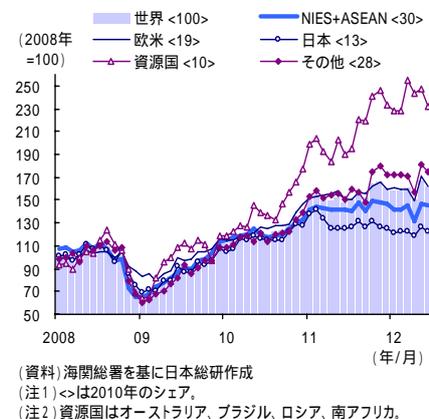
**地域別輸出額 (季調値)**



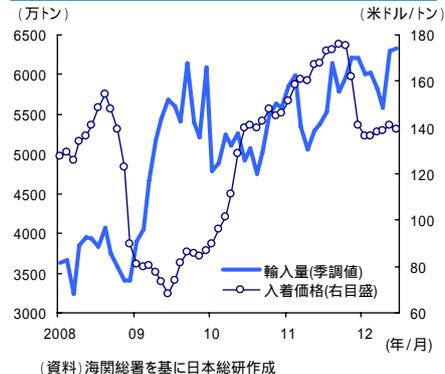
**PMI新規受注指数 (輸出向け、季調値)**



**地域別輸入額 (季調値)**



**鉄鉱石の輸入量と入着価格**



## 固定資産投資

### (1) 現状

固定資産投資は2012年入り後に急減速。投資減速の主因は企業収益の悪化を背景とした民間設備投資の増勢鈍化。資金原資別の内訳をみると、固定資産投資の3分の2を占める自己資金による投資の伸び率が、2012年入り後に低下。これは内部留保を原資とした民間企業の設備投資が中心。製造業の利益総額が前年割れとなるなど、民間企業の収益は悪化。売上高が内外需要の減速を受けて伸び率が低下する一方、人件費は人手不足により高い伸びを維持したため、利益率が低下したことが背景。

ただし、足許では投資の増勢鈍化に歯止めがかかる兆し。1～6月の固定資産投資は前年比20.4%増と伸び率が小幅に上昇(1～5月：前年比20.1%増)。公共投資の拡大や投資プロジェクトの承認加速、金融緩和が固定資産投資を下支え。

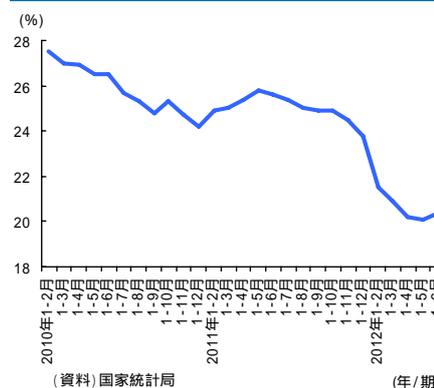
### (2) 展望

公共投資は一段と拡大する見通し。内陸部を中心にインフラ需要は旺盛。金融危機後に年率5割増で拡大した国家予算による投資は、2011年に年率1割増に減速したものの、2012年は前年比3割増になる見通し。2012年入り後、水利プロジェクトや鉱山開発などの公共事業が大幅に拡大。年後半からは、鉄道建設プロジェクトも拡大する見込み。

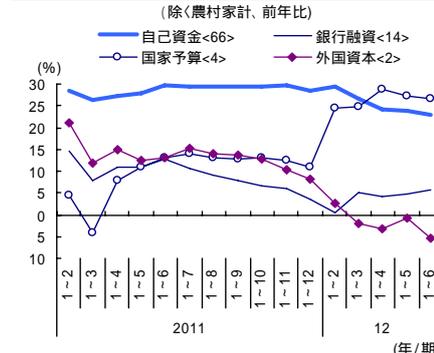
民間設備投資は、利下げと企業収益の持ち直しを受けて、伸び率低下に歯止めがかかる見込み。政府は6、7月と2ヵ月連続で利下げを実施。また、工業企業の利益率は2012年1～2月の5.0%から1～5月に5.3%に上昇。今後も、政府の景気てこ入れ策を背景に、売上高が一段と増加することで利益率は持ち直すと予想。

以上より、固定資産投資は年後半には持ち直す見込み。実際、設備投資に先行性を有するわが国の工作機械の受注の動きをみると、中国からの受注は堅調に回復。

固定資産投資 (除く農村家計、前年比)



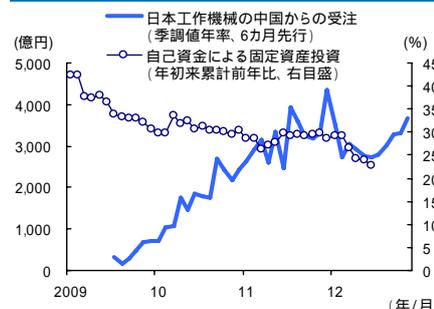
資金原資別の固定資産投資 (除く農村家計、前年比)



工業企業の企業収益 (年初来累計)



工作機械の受注と固定資産投資



【個人消費】

【個人消費】

(1) 現状

実質小売売上高は2012年入り後に減速。とりわけ、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。1～6月の家電販売額は前年同期比3.3%増、娯楽用品は同6.1%増、自動車は同9.1%増。

住宅市場の調整が個人消費減速の背景。住宅価格の下落を受けて、消費者マインドが悪化しており、家計はぜいたく品の消費拡大に慎重に。

(2) 展望

住宅市場の調整は早晩一巡する見通し。その後は、良好な雇用・所得環境、新たな消費促進策を受けて、消費は拡大に転じる公算大。実際、低迷していた住宅販売は、地方政府の不動産抑制策の緩和や住宅ローン金利の低下を背景に、6月は前月比15.8%の増加。

【雇用・所得環境】

(1) 現状

雇用・所得情勢は良好。求人倍率は、人手不足を背景に2011年入り以降1倍以上を維持。

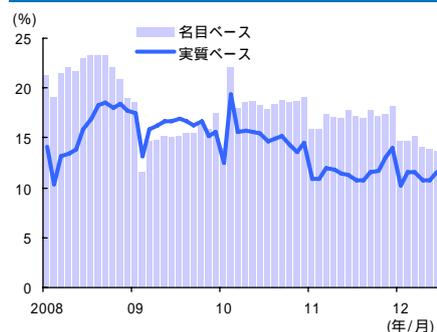
(2) 展望

当面、内陸部を中心に人手不足が続く見通し。企業は、a) 沿海部では景気低迷が長期化するリスクがあること、b) 内陸部の開発余地が大きいこと、c) 内陸部の人件費が沿海部よりも低水準であることを背景に、内陸進出を継続する公算大。

【消費促進策】

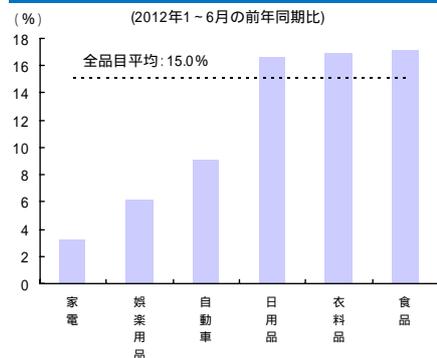
政府は、全人代で2012年の最重要課題として消費拡大を掲げ、9つの消費促進策に言及。これを受けて5月に政府は省エネ家電、省エネ照明、小型車、省エネモーター向けの補助金制度を公表。6月には、省エネ車減税制度の拡張と「汽車以旧换新」制度の再導入を発表。住宅市場についても、基準金利の引き下げに合わせて、6月と7月に公的住宅ローン金利を2回引き下げ。

小売売上高 (前年比)



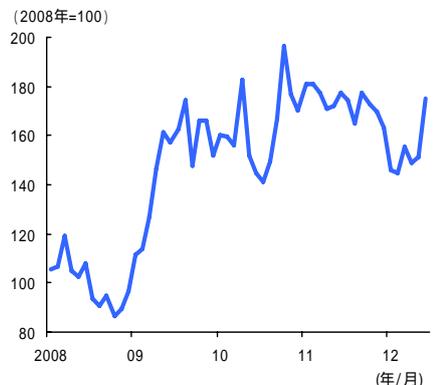
(資料) 国家統計局を基に日本総研作成  
(注) 2010年から地域区分等の変更あり、CPI上昇率で実質化。

一定規模以上企業の小売売上高



(資料) 国家統計局

分譲住宅販売床面積 (季調値)



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成

都市部求人倍率



(資料) 人力资源社会保障部

**物価、不動産価格、マーケット動向**  
【物価】

(1) 現状

CPI上昇率は2011年7月をピークに低下傾向。6月は前年同月比2.2%と5月の同3.0%から低下。

2011年に急騰した豚肉価格は6月に前年同月比12.2%の下落。豚肉価格は供給量の増加を受けて下落傾向を維持し、インフレは沈静化の方向。

工業生産者出荷価格は2012年1月から4月にかけて上昇してきたものの、5、6月に下落。

(2) 展望

CPI上昇率は景気に連動する傾向。ラグはおよそ半年。実質GDP成長率は2012年4～6月期まで低下し続けており、CPI上昇率は年末にかけて一段と低下する見通し。

【不動産価格】

6月、新築分譲住宅販売価格が前月比下落したのは70都市のうち21都市。横ばいは24都市、上昇は25都市。

2011年秋口から住宅価格の下落が全国に広がったものの、足許でその動きは弱まりつつある状況。6月の住宅価格下落都市は5月の43都市から大幅に減少。

地方政府は不動産市場抑制策の緩和を開始。中国指数研究院によると、5月に蕪湖、池州、永州、臨沂、重慶などの都市で公的積立金の融資限度額が引き上げられており、これにより、住宅購入時の頭金負担が軽減。

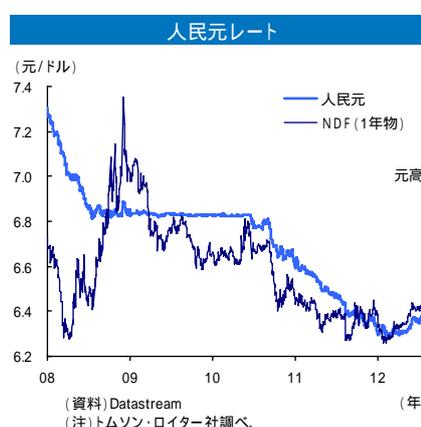
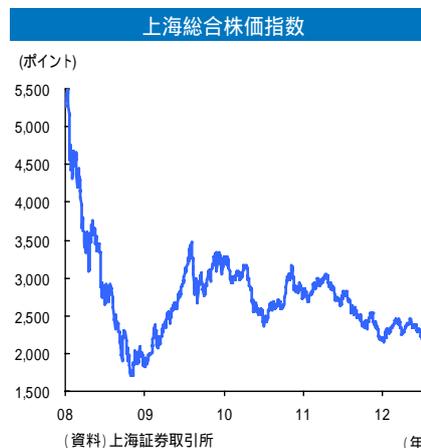
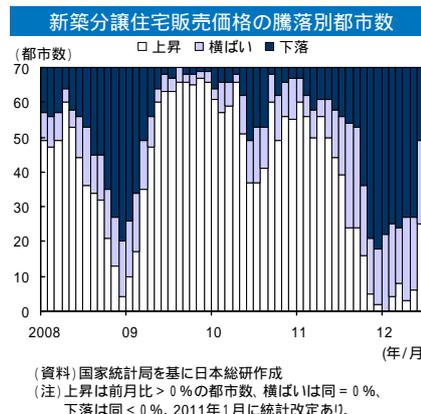
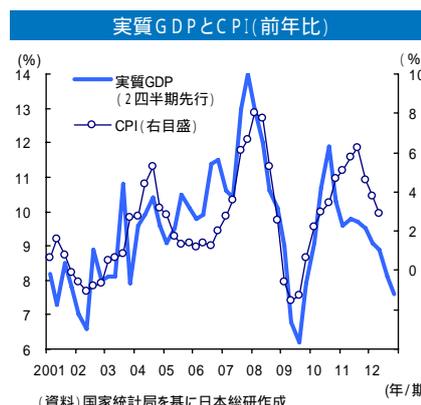
【人民元レート】

(1) 現状

7月17日時点で、1米ドル=6.373元。6月末に対して0.3%人民元安の水準。前年同月末比1.0%増価。

(2) 展望

今後、人民元レートは横ばいで推移すると予想。欧州債務危機が長期化するリスクが高いことを踏まえれば、政府は輸出企業支援のため、何らかの支援策を講じる見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# CNY - 中国人民元

中国第2四半期GDP、前期比ベースでは4四半期ぶりの加速

## 為替相場・政策金利予測

	為替相場							政策金利								
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利								
	Jul-27		6.3893			-		8.1647		-		12.25		-		6.00%
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter					
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg				
12Q3	6.3500	6.3200	6.3350	6.4240	7.7060	7.4630	8.2470	13.00	12.10	13.40	5.75%	5.75%				
12Q4	6.3700	6.3000	6.2870	6.4440	7.6750	7.4330	7.9900	13.00	12.50	13.40	5.75%	5.75%				
13Q1	6.3900	6.2500	6.3060	6.4640	7.6530	7.4120	7.9670	13.10	12.60	13.50	5.75%	5.75%				
13Q2	6.4000	6.2100	6.3850	6.4740	7.6010	7.3610	7.9130	13.20	12.70	13.60	6.00%	5.75%				
13Q3	6.4000	-	6.3850	6.4740	7.5290	7.2920	7.8380	13.30	12.80	13.70	6.25%	6.00%				
13Q4	6.3900	6.1900	6.3750	6.4640	7.4560	7.2210	7.7620	13.40	12.90	13.80	6.50%	6.00%				

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測  
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

## 相場動向

USD/CNY-日足



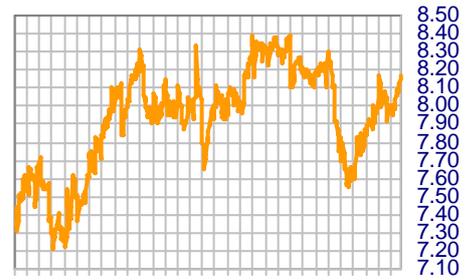
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



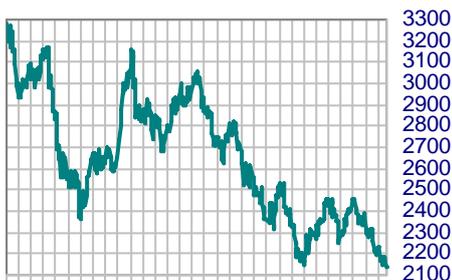
Sources: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



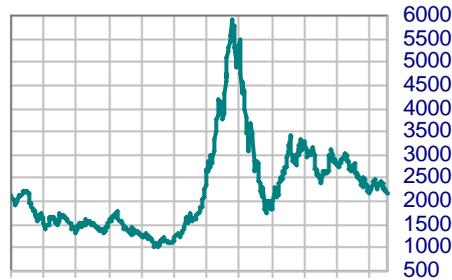
Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



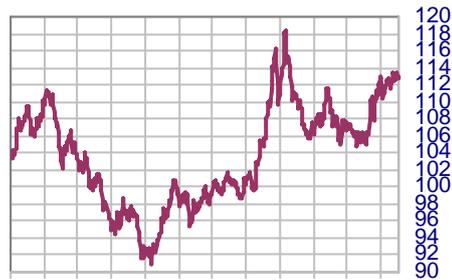
Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



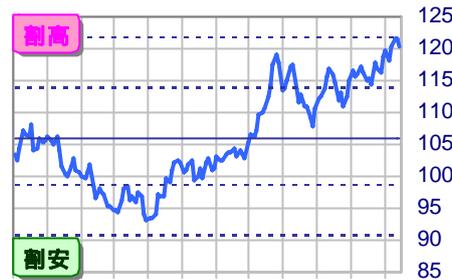
Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

## コメント

第2四半期の実質GDPは前期比年率7.6%増で、2009年第1四半期以降最低の成長率を記録するとともに、6四半期連続で前期実績比減速した。しかしながら、国家統計局によると、季節調整後系列の前期比成長率は1.8%増となり、第1四半期の同+1.6%から加速した。前期実績比加速するのは4四半期ぶり。筆者の試算によると、季節調整後の財貿易（米ドル建て、名目ベース）は第2四半期に130億ドルとなり、極めて落ち込んでいた第1四半期の79億ドルから大きめの回復を示現しており、第2四半期GDP前期比成長率の加速は、純輸出の寄与によるところが大きかった可能性がある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# TWD - 台湾ドル

低迷する輸出、足許では改善の兆しも

## 為替相場・政策金利予測

	為替相場									政策金利			
	1USD=TWD			100JPY=TWD			1TWD=JPY			公定歩合			
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		End of Quarter		
Jul-27	30.09		-		38.46		-		2.6010		-		1.875%
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg	
12Q3	29.80	30.00	29.00	30.30	36.20	34.10	38.80	2.7650	2.5750	2.9280	1.875%	1.875%	
12Q4	30.30	29.65	29.50	30.80	36.50	34.40	38.00	2.7390	2.6310	2.9000	1.875%	1.875%	
13Q1	30.60	29.40	29.80	31.10	36.60	34.50	38.10	2.7290	2.6210	2.8900	2.000%	1.875%	
13Q2	30.90	29.10	30.10	31.40	36.70	34.60	38.20	2.7250	2.6170	2.8850	2.125%	2.000%	
13Q3	30.80	-	30.00	31.30	36.20	34.10	37.70	2.7600	2.6510	2.9220	2.500%	2.125%	
13Q4	30.70	29.00	29.90	31.20	35.80	33.80	37.20	2.7920	2.6820	2.9560	2.625%	2.500%	

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測  
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

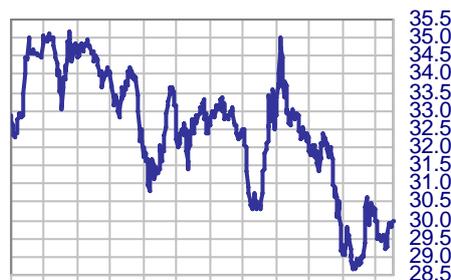
## 相場動向

USD/TWD-日足



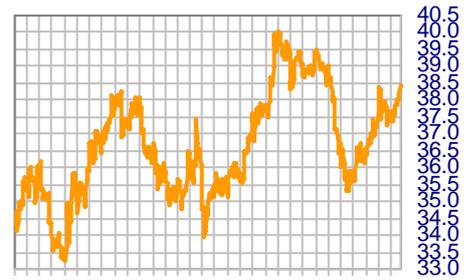
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



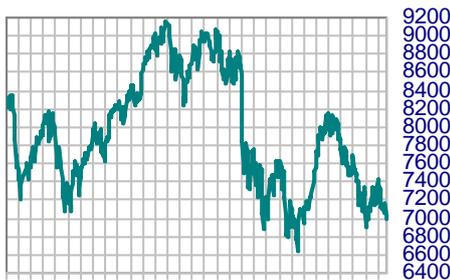
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



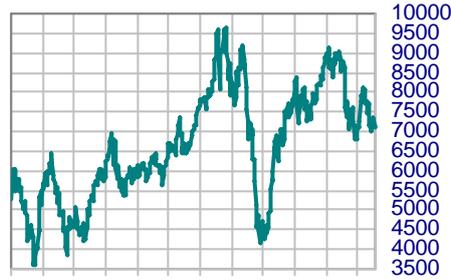
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



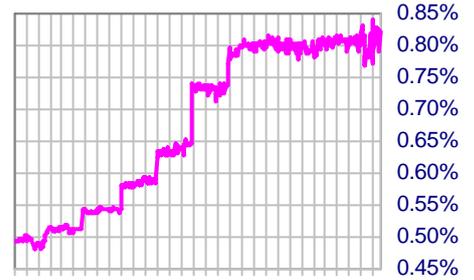
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



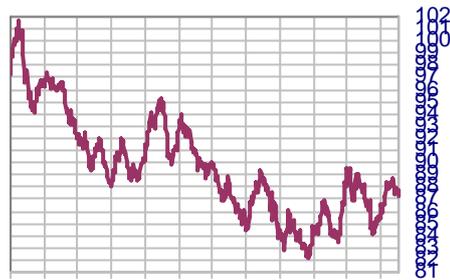
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



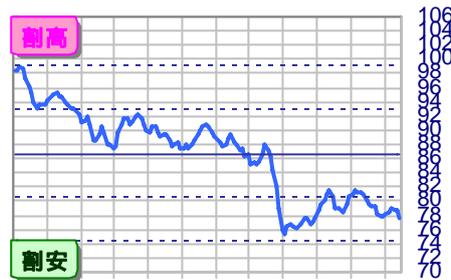
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

## コメント

6月の輸出金額は前年同月比で3.2%下落、5月実績の同-6.3%からはやや改善したものの、4ヵ月連続のマイナスの伸びとなった。四半期ベースで見ると、4~6月期は前年同期比-5.4%となり、1~3ヵ月期の同-4.0%から悪化した。4~6月期の国・地域別の輸出を見ると、中国・香港向けが同-16.9%、欧州向けが同-5.0%、米国向けが-12.7%で、それぞれ1~3月期の同-24.2%、同-11.7%、同-31.2%からは改善したものの、依然、マイナスの伸び。しかしながら、季節調整後系列の4~6月期の輸出は年率で2.0%増で、四半期ぶりにプラスの伸びを記録、改善に向かいつつある可能性を示唆した。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# HKD - 香港ドル

成長率が大きく鈍化する中、不動産価格が再上昇

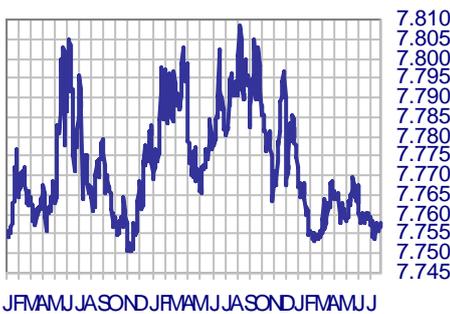
## 為替相場・政策金利予測

	為替相場										政策金利	
	1USD=HKD				100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMA基準金利	
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
Jul-27	7.7569		-		9.9125	-		10.09	-		0.50%	
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg
12Q3	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.4660	9.1000	10.0130	10.60	10.00	11.00	0.50%	-
12Q4	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3980	9.0350	9.7290	10.60	10.20	11.00	0.50%	-
13Q1	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3410	8.9800	9.6700	10.70	10.30	11.10	0.50%	-
13Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.2640	8.9060	9.5900	10.80	10.40	11.20	0.50%	-
13Q3	7.8000	-	7.7500	7.8500	9.1760	8.8210	9.4990	10.90	10.50	11.30	1.00%	-
13Q4	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.1020	8.7500	9.4220	11.00	10.60	11.40	1.50%	-

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測  
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

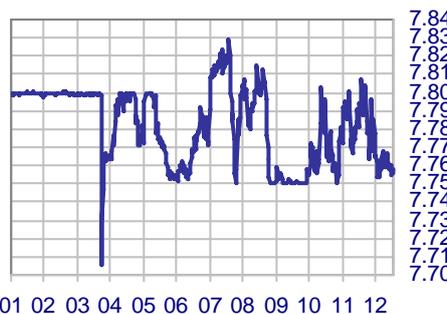
## 相場動向

USD/HKD - 日足



Sources: Bloomberg

USD/HKD - 週足



Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD) - 日足



Sources: Bloomberg

恒生指数 - 日足



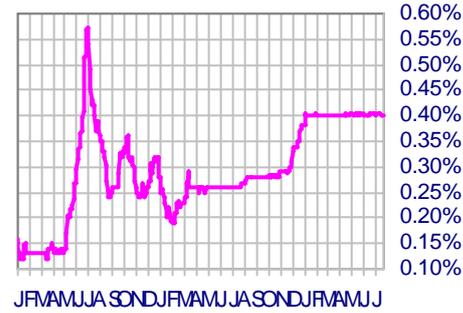
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR - 日足



Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場 - 週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場 - 月足



Sources: Bloomberg

## コメント

香港の不動産価格指数は昨年7月にピークをつけた後、今年1月にかけて4.4%下落したが、2月以降は再度騰勢を強め、5月まで4ヵ月連続で過去最高値を更新した。実質価格指数は昨年11月から今年1月にかけてわずかに下落したものの、2月以降は同様に上昇基調を辿っており、1997年の最高値に近づいている。一方で、2011年第2四半期以降、景気の勢いは急速に鈍化しており、同期から今年第1四半期の平均GDP成長率は前期比年率ベースでわずか0.5%増に留まっている。輸出が大きく落ち込むとともに小売売上高も鈍化基調にある。当局は難しい対応を迫られそうだ。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。